

令和 7 年 1 1 月 4 日

組合員・利用者の皆さまへ

東美濃農業協同組合

伝票持込手数料の新設（開始）について

平素は当 JA をご利用いただき誠にありがとうございます。

当 JA では、令和 8 年 4 月 1 日より「伝票持込手数料」として下記の信用事業手数料を新設させていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、QR 伝票（別紙参照）によるお取引については、「伝票持込手数料」の対象外とさせていただきますのでご利用ください。

記

【伝票持込手数料】

1. 対象となるお取引

- ①同一営業日に窓口で受付をする入金申込書、払戻請求書のお取引件数が、5 件を超過するお取引
- ②同一営業日に窓口で受付をする振込依頼書、振込依頼書（連記式）による振込ご依頼件数が、5 件を超過するお取引
- ③上記①および②のお取引件数の合計が 5 件を超過するお取引

（※なお、QR 伝票は対象外となります）

2. 手数料

1 日のお取引件数が 5 件を超過した場合、お取引件数に 110 円（税込）を乗じた金額を手数料としていただきます

3. 取扱開始日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

※ご不明な点等ございましたら、最寄りの JA 支店窓口までお問い合わせください